

議案第55号

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年9月18日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童手当法の改正に伴い、杉並区教育委員会から杉並区教育委員会教育長に委任する事務の範囲を改める必要がある。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「並びに同法附則第2条及び第3条の規定並びに」を「及び」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付に係る事務については、この規則による改正後の杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により、教育委員会に委任された次の事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の規定により読み替えて適用される同法第2章の規定<b>及び</b>  <u>同法施行のための東京都規則に基づく児童手当の認定及び支給</u></p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により、教育委員会に委任された次の事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の規定により読み替えて適用される同法第2章の規定<b>並びに同法附則第2条及び第3条の規定</b>  <u>並びに</u>同法施行のための東京都規則に基づく児童手当の認定及び支給</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>2及び3 略</p>